

広島県教育委員会会議録

令和 3 年 7 月 9 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和3年7月9日（金） 13：00開会
14：30閉会

1 出席者

| | | | | |
|-----|----|---|---|----|
| 教育長 | 平 | 川 | 理 | 恵 |
| 委員 | 細 | 川 | 喜 | 一郎 |
| | 中 | 村 | 一 | 朗 |
| | 志々 | 田 | ま | なみ |
| | 近 | 藤 | い | ずみ |
| | 菅 | 田 | 雅 | 夫 |

2 欠席委員

なし

3 出席職員

| | | | | |
|-----------------|---|---|---|---|
| 教育次長 | 濱 | 本 | 清 | 孝 |
| 管理部長 | 小 | 川 | 元 | 史 |
| 学びの革新推進部長 | 富 | 永 | 六 | 郎 |
| 総括官（乳幼児教育・教育支援） | 津 | 島 | 伊 | 保 |
| 参与 | 重 | 森 | 栄 | 理 |
| 理事 | 榊 | 原 | 恒 | 雄 |
| 総務課長 | 江 | 原 | | 透 |
| 秘書広報室長 | 糸 | 崎 | 誠 | 二 |
| 教職員課長 | 大 | 島 | | 裕 |
| 学校経営戦略推進課長 | 杉 | 本 | 真 | 一 |
| 義務教育指導課長 | 矢 | 原 | 豊 | 祥 |
| 高校教育指導課長 | 竹 | 志 | 幸 | 洋 |
| 特別支援教育課長 | 玉 | 木 | 昌 | 裕 |

教育委員会会議定例会日程

| | | 頁 |
|------|--|---|
| 日程第1 | 会議録署名者について | 1 |
| 日程第2 | 第2号議案 県立高等学校の学科の再編について | 1 |
| 日程第3 | 報 第1号 令和3年広島県議会6月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について | 4 |
| 日程第4 | 報告・協議1 県立義務教育諸学校で使用する教科用図書選定の進捗状況について | 5 |
| 日程第5 | 第1号議案 教職員人事について | 9 |

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。
会議録署名者として、近藤委員及び菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどをお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思います、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は、個別の人事に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はありませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。
第1号議案の教職員人事については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。したがって、本日の議題は、第1号議案を公開しないで審議することといたします。

第2号議案 県立高等学校の学科の再編について

平川教育長： それでは、第2号議案、県立高等学校の学科の再編について、杉本学校経営戦略推進課長、説明をお願いいたします。

杉本学校経営戦略推進課長： 第2号議案によりまして、県立高等学校の学科の再編について御説明をいたします。
資料1ページをお開きください。「1 要旨」にお示ししておりますとおり、経済のグローバル化や情報技術の進歩などに伴いまして、あらゆるビジネスが情報を介して結び付くなど、経済社会を取り巻く環境が大きく変化をしてくれており、とりわけ情報に関する技術は日進月歩で高度化してくれておりまして、ビジネスに必要とされる専門的な知識、技術なども変化・高度化をしてくれております。

実社会に近い学習を行います県立商業高等学校4校におきましては、広島版「学びの变革」の取組の一環といたしまして、課題解決型学習を県内で先行して実施をしてくれておりまして、このたび新たな時代のビジネスで求められます情報活用能力や課題発見・解決力等を有した人材の育成を目指しまして、県立商業高等学校4校、尾道商業高等学校、広島商業高等学校、呉商業高等学校及び福山商業高等学校の各高等学校につきまして、それぞれ令和4年度から既存の複数学科を発展的に統合いたしまして、商業の単一学科とし、学科名を「情報ビジネス科」とする学科改編を行うものでございます。

なお、この学科改編につきましては、地域や地元産業界の御意見等も踏まえて実施をするものでございます。資料3ページの中段の枠内に抜粋がございしますが、平成26年に策定いたしました「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」でその方向性をお示ししております、専門高校拠点校については、細分化された小学科について、基幹的な専門分野に集約することを検討するところでございますので、こちらも踏まえたものとしていくところでございます。

次に、資料1ページの「2 目指す人材育成」のところでございますけれども、新たな時代のビジネスで求められる情報活用能力や課題発見・解決力等の資質・能力を全ての生徒が身に付けることで高校全体のレベルアップを図った上で、大きく3通り、ビジネスの担い手となりますビジネスエキスパート、ビジネスの発展を支える会計や金融な

どのエキスパート，それからビジネスの発展を支える情報エキスパートの育成を目指すということとしてございます。

ビジネスの担い手となりますビジネスエキスパートにつきましては，卒業後に就職する生徒については，即戦力として社会情勢の変化やどのような業種にも適応していける基本的スキル等を持ち合わせ，企業に貢献する人材を，また，進学した生徒については，将来，組織内において中心的な役割を担う人材やイノベーションを生み出し商品開発等ができる人材をイメージしておりまして，多くの生徒が商業高校を卒業しますとこうした力を身に付けることができればと考えてございます。

また，ビジネスの発展を支える会計や金融などのエキスパートあるいは情報のエキスパートにつきましては，それぞれの専門分野の学習を深めまして，この後，大学へ進学して，将来の公認会計士や税理士，またシステムエンジニアやプログラマーなどの専門職として活躍する人材をイメージしております。

こうした人材を育成するための学科改編のポイントとなる手立て，これを「3 学科改編のポイント」にお示ししております。

まず，学科の構成につきましては，生徒の個別最適な学びを実現するため，これまで商業の各分野で細分化をされておりました複数の小学科を発展的に統合いたしまして，商業の単一学科，「情報ビジネス科」といたしまして，第1学年は基礎的な学習を共通で履修し，第2学年から専門的な科目を選択履修とした上で，「教育内容」にございますように，これからの高度情報社会の中で，情報の活用に関するスキルはあらゆるビジネスに資する不可欠なものと考えておりますことから，これまで一部の小学科のみで行われておりました情報の活用に係る学びを全生徒，全学年で行うこととし，特に情報処理に係る学習を深めたいと考える生徒につきましては，先ほど進学してというところで申し上げましたとおり，将来のシステムエンジニアやプログラマーといった職種も視野に入れまして，最新のプログラミング言語の学習など，より一層専門性の高い学びを選択履修することを可能とすることとしております。

また，課題解決型学習を中心的なカリキュラムとして位置付けまして，全学年で実施することを考えております。特に第1学年では，商業の基礎的な学びと「ビジネス探究プログラムⅠ」によりまして，商業の学びの中で自己の適性や進路について探究することで，生徒自らが第2学年以降の自身の望ましい選択履修につなげていきたいと考えております。これによりまして，個別最適な学び，生徒の主体的な学びを実現し，目指す人材の育成につなげてまいりたいと考えております。

資料の2ページには，新学科の構成イメージを図としてお示ししております。この下側の枠の中にごございます，全学年で情報の活用に関する学びを3学年通して行います。それと課題解決型学習も3学年の中心的なプログラムとして据えていきたいと考えております。

また，参考といたしまして，3ページにありますように各学校，細かい学科で構成をされてございます。それから，入学定員及び配置図，今後の県立高等学校の在り方に係る先ほどの基本計画の関係部分，それと，一番下になりますが，課題解決型学習の説明を記載しております。課題解決型学習につきましては，「自分とは何か」「生きるとは何か」という問いから始まり，生徒の興味・関心に応じて実社会をフィールドにした対話的で深い学びを実践する教育活動のこととしてございまして，まずはビジネスに直結する内容が教材となる商業高等学校から導入しております。今後，工業高等学校や農業高等学校など，全県に広げていきたいと考えております。

説明は以上でございまして，御審議のほど，よろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして，御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 時代の変化に伴って求められる力が変わってくるのですから，学科の在り方というのも変わっていくのは当然のことなので，こうした見直しが行われることはとても良いことだと思っています。ですが，進学する中学生にとっては，情報ビジネスと言われて今ここで御提案いただいているような内容がピンとくるのかどうかというところを，少し聞き取りをしていただくと誤解を招かないで済むかなと。情報ビジネスというと，何かまた全然違うものを思い浮かべる可能性がなきにしもあらずだと思うのですよね。たしか数年前まで大学は，情報〇〇学科という名称だとパソコンばかりやらされるみたいな，そういう何か狭いものに思い浮かべたりとかするので，是非若い中学生とか高校生ぐらいにこの「情報ビジネス科」という学科名をどう感じるのかというのを聞いていただければと思います。

杉本学校経営戦略推進課長： 確かに生徒がどういうイメージを持つかというのは非常に重要なことだと思っております。今、学校の管理職を中心に一緒に議論しているところですが、今後、学習内容の組立てに当たっては、教員も巻き込んで、学校全体でやっていくこととしております。近々、夏休みにはオープンスクール等も始まりますので、しっかり学科の中身の説明をしていくということが一つと、やはり情報というと、今、志々田委員が言われたように大学ではそういうイメージがあるのかもしれませんが、実はこの4校の情報系の学科は比較的倍率が高い状況もございますので、そういったことも踏まえまして、しっかり中学生にPR、中学校への説明をしていきたいと考えております。

中村委員： 趣旨としては良いと思っておりますので、是非発展的に進めていってほしいと思っておりますが、私も志々田委員の指摘に少し重なるのですけれども、仕事は全て情報处理的な要素があると思えますし、インプットがあってアウトプットを出していくというような意味ではそうなのだろうとも思いますが、やはり今までの商業とか会計とかの学科からこうなるということが中学生とかにどれぐらいイメージができるのかなというところが少し気になります。つまり、自分たちが勉強したい中身のイメージと重なるとか、そういったところについて少し丁寧な説明をしていく必要があるのかなと。選択する学科としては、恐らく2ページの下の方のところに書いてあるようなことだろうと思うのですが、こういったところを丁寧に示していくということなのかなと思えました。よろしくお祈りいたします。

杉本学校経営戦略推進課長： 先ほど志々田委員の質問にもお答えしたとおりなのですが、オープンスクール等で、こういった学習をするかということについては、情報だけではなく、当然ビジネスにつながっていくものであり、なおかつ2年次からより専門的なところをしっかりとイメージできるようにやっていくということの仕組みも併せて説明をしていきたいと思っております。

菅田委員： 1ページの2の「ビジネスの発展を支える情報エキスパート」のところ、卒業後にシステムエンジニア、プログラマーなどと書かれておりますけれども、例えば工業系も将来、情報でシステムエンジニア、プログラマーにというコースもあるかと思うのですが、工業系と商業系のコースの違いについて進学する中学生にどう説明される予定なのでしょうか。それと、どういうふうに違うのでしょうか。

竹志高校教育指導課長： まず、学習内容については、学習指導要領の中にそれぞれの目標というのがあります。工業なら工業の担い手になるために必要な資質・能力を身に付けて、将来は関連する産業にと、商業も同じような形で入ってきます。ですので、情報処理でアプリやホームページなどを作ったり、同じような学習をするかもしれませんが、扱う内容が工業であれば工業に関するような内容を扱って学習を深めていくということになります。商業はどちらかというと、販売促進に絡むようなことになるものであるということで学習をしていくようになると思っております。となりますと、最終的に就職していく方向も、工業系の情報処理の方へ進学したりでありますとか、商業でしたら、ビジネス系の情報処理を扱っている方へ進んでいくというような絵を今描いているようなところであります。

菅田委員： 30年、40年前でしたら商業系だとCOBOL、工業系だとFORTRANを勉強して、となっておりましたけれども、恐らくもうその辺りがボーダーレスになっているのですよね。ですので、その辺りについて中学生に分かりやすく説明できるようにしておいていただければと思います。よろしくお祈りいたします。

細川委員： 御説明ありがとうございました。何かわくわくするような改編だと感じますが、1ページ1の二つ目の丸のところ、今回の学科改編は、地域や地元産業界の意見等を踏まえられたとお書きいただいているのですけれども、具体的にはどのような御意見をいただかれたのかということと、令和3年度入学者の各商業高校の定員割れが少し見られたというようなことで、こういう改編をすることで中学生もそういう勉強をしてみたいと志願してくれて、定員割れを無くすというより無くなるという状態にしていかなければならないと思うのですよね。そういう意味では、先ほどから出ておりますように、御説明をしっかりされるべきであろうなということをお祈りいたします。

それから、2点目は、一部の工業高校では、在学中に現場の工場とか、いろいろなところに出向いて、それこそ卒業したら即戦力になる、例えばうちの工場に勤めるにはこれとこれの資格が要るので、在学中に取ってくれとか、そういうようなことをされておられるところがありますけれども、今度改編される商業高校においては、やはり生のビジネスに触れる、そういうようなところまでカリキュラムで考えておられるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

杉本学校経営戦略推進課長： まず、前段の産業界の意見等でございますけれども、地元の商工会ですとか企業とか、学校とのつながりの中で意見をもらう場が結構ございまして、やはりこういう御時でするので、プログラミング教育にしっかり力を注いでほしいとか、それから、AI化等で将来の仕事も変わっていくので、デジタルに絡む高度化に対応できる人材を育ててほしいという意見、それから、あとは自分の思いを持ってチャレンジできる人を育ててほしいといった御意見がかなり出ていますとお聞きしております。そういう意味では、産業界の意見にも合致した中身になるのではないかと考えております。

それと、説明会ではやはりしっかり説明し、昨今なかなか厳しい状況はありますけれども、今のPBL、課題解決型学習が、例えば福山商業は一昨年までずっと定員割れをしておりましたけれども、逆にPBLで生徒の様子が変わったということで、すごい活気も出て、逆に福山商業だけが定員がいっぱいになったということが今回の入試でございましたので、そういった口コミも含めた相乗効果というのにも期待をしているところでございます。

それと、企業等の生の声を聞くというのは非常に重要なことだと思っておりますので、改編後もより一層そういったところは力を入れていきたいと思っております。

中村委員： 学科の名前も変わり、商業学科というのもなくなくなることなのですが、学校名も内容にふさわしい名称に変えられたらということもいずれ検討されてはと感じたのですが、そういう検討をされていないのでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長： 今の段階では、学校名の変更というのは中でも議論になったことはございませんので、参考にさせていただきます。今後検討させていただければと思います。

中村委員： 簡単なことではないとは思いますが。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

報 第 1 号 令和3年広島県議会6月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について

て

平川教育長： 続きまして、報第1号、令和3年広島県議会6月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について、江原総務課長、説明をお願いいたします。

江原総務課長： それでは、報第1号、令和3年広島県議会6月定例会に提案をされました教育委員会関係の議案に対する意見につきまして御説明申し上げます。

令和3年広島県議会6月定例会に提案されました教育委員会関係の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、知事から教育委員会に対しまして意見を求められましたけれども、教育委員会会議を招集する暇がないと認められましたことから、教育長に対する権限委任規則第3条第1項の規定によりまして、教育長が臨時に代理をし、この議案に同意する旨の回答をしておりますので、御報告をして、承認をお願いするものでございます。

この度、承認をお願いいたします議案につきましては、資料の中ほど、2の臨時に代理した事項に記載をしておりますとおり、知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

資料の1ページをお願いいたします。1の要旨に記載してございますとおり、現下の社会経済情勢及びこれを踏まえた県政運営状況を総合的に勘案し、知事等の給料等を減額する特例措置を行うため、条例の一部改正を行うものでございます。

具体的な内容といたしましては、2の条例の内容に記載しておりますとおり、給料月額につきまして、知事は12%、副知事等は10%減額することとし、その期間につきましては、令和3年8月1日から知事の任期末であります令和3年11月28日までとしてございます。

教育委員会関係の関係課が確認をいたしまして、内容に問題がなく、同意することが適当であることから、教育長が臨時に代理をし、6月24日付けで同意する旨の回答をさせていただきます。御承認のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員： 今回の県の財政状況等は理解をいたしますけれども、知事以下、担っていただいているお仕事に比べて今の給料がとて多額であるとは思わないので、このような減額をされる必要は、私はないのではないかと思います。既にもう代理で回答済みということでもありますけれども、私としては、規定の給料をお支払いして、しっかりお仕事もしていただくということの方が本筋ではないかなと考えますので、意見として申し上げます。

江原総務課長： 以前も中村委員から同様の御指摘をいただきまして、同じような答弁になりますけれども、これまでの数次にわたる感染防止対策によりまして、県民の皆様にも多大な御負担をおかけしているということ、依然として厳しい社会経済が続いていること、県の財政状況等こういったことを総合的に勘案しまして判断をしたものでございまして、御理解を賜りたいと思います。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり承認されました。

報告・協議1 県立義務教育諸学校で使用する教科用図書選定の進捗状況について

平川教育長： 続きまして、報告・協議1、県立義務教育諸学校で使用する教科用図書選定の進捗状況について、矢原義務教育指導課長、玉木特別支援教育課長、説明をお願いいたします。

矢原義務教育指導課長： それでは、資料の2ページを御覧ください。こちらのスケジュール表にありますように、本日7月9日は、教科用図書を選定する際に参考とする選定資料及び令和4年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の選定の進捗状況について報告申し上げます。

まず、配付しております3点の選定資料について説明いたします。3点の内訳は、中学校用教科用図書、社会（歴史的分野）の選定資料、二つ目として、中学校用教科用図書、社会（歴史的分野）を特別支援学校で使用する観点で調査した選定資料、そして三つ目として、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書、絵本等のいわゆる一般図書の選定資料でございます。

中学校用教科用図書の選定資料は、社会（歴史的分野）において、令和元年度に不合格とされた発行者が、教科用図書検定規則に基づき、翌年度に再申請を行い、検定審査に合格したことにより、新たに発行されることになった教科書があることに伴って、その教科書について調査研究を行い作成したものでございます。

選定資料は、4月21日の教育委員会会議において決定されました採択基本方針に示す観点に基づいて調査研究を行い、6月7日の第2回広島県教科用図書選定審議会における審議を経て作成しております。市町教育委員会及び各学校等は、県が作成した選定資料を参考にし、それぞれに調査の観点、視点を定めて調査研究を行い、教科書を選定することとなります。これらの選定資料は、市町教育委員会等の採択権者、各県立中学校及び特別支援学校に配付するとともに、広島県教育委員会のホームページでも公開しているところでございます。

次に、県立中学校における教科用図書の選定の進捗状況について御説明いたします。

資料にはございませんが、義務教育諸学校の教科用図書の採択については、法律の規定により4年ごとに行っており、中学校用の教科用図書については、昨年度が新しい学習指導要領の全面実施に伴う採択替えの年でございます。しかしながら、先ほど申し上げたとおり、社会（歴史的分野）において、新たに発行される教科書がございます。資料5ページの2、(2)、イにございますように、中学校用教科用図書の社会（歴史的分野）については、採択替えを行うことも可能であり、その下のウにお示ししているとおり、社会（歴史的分野）について採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものとしております。県立学校につきましては、生徒の実情を踏まえ、自校の生徒にとってよりよい教科書を選定するという観点から、新たに発行される教科書についても他の発行者と同様に調査研究を行い、検討すべきと考え、今年度も採択事務を行っているところでございます。

それでは、資料の6ページを御覧ください。こちらは県立の三つの中学校の教科用図書の選定に係る考え方を示したもので、上段に県立の三つの中学校の教育目標や育てたい生徒像等、中段に県教育委員会が作成した選定資料における観点1から観点5までの五つの共通する観点に加えて、観点6として、学校の教育目標等に基づいて各学校が独自に定めた「学校の特色を生かす工夫」を示しております。教科用図書の選定を公正かつ適正に行うため、3校とも昨年度と同様の観点及び視点となっております。

なお、実際の調査研究におきましても、昨年度と同様に、3校の合同調査委員会を設け、教科の専門性を生かした調査研究をより充実させるとともに、業務の効率化を図っております。具体的には、3校から社会科の教員の代表が集まり、観点1から観点5は合同で調査研究を行いました。また、各学校で定めた観点6の調査結果につきましても3校で共有し、意見交流を行っております。

教科用図書の選定につきましては、3校とも校内に選定会議を設置し、各教科で行った調査研究の結果を踏まえ、総合的に判断する予定でございます。

なお、来月の教育委員会会議では、この後御説明いたします県立特別支援学校における教科用図書の選定も含めて、県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の選定結果及び選定理由について報告し、皆様からの御意見を伺う予定としております。

玉木特別支援教育課長： 続きまして、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱の特別支援学校で中学校に準ずる教育課程を編成している場合における令和4年度に使用する教科用図書、社会（歴史的分野）の選定の進捗状況について御説明いたします。

調査研究の観点についてでございます。

資料7ページの上の段を御覧ください。特別支援学校では、障害種別の生徒の実態に応じた配慮がされている教科書を選定する必要があります。そのため、一番下に示しております種目別の調査研究の観点及び障害種別の調査研究の観点を参考にして具体的な調査項目を設定し、調査研究を行っております。各県立特別支援学校における調査研究の参考になるものとして、県教育委員会において障害種別の調査研究の観点を整理し作成したものが、別にお配りしております令和4年度視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部において使用する中学校用教科用図書選定資料、社会（歴史的分野）になります。

このほか、知的障害のある児童生徒が使用し、毎年採択替えを行っております絵本等の一般図書の選定資料についても、本日お配りしているところでございます。

各県立特別支援学校では、採択基本方針に基づき、校内で教科書選定会議を設置して、選定資料を基に調査研究を行い、教科書を選定し、7月2日までに採択申請書及び選定理由書を県教育委員会に提出したところでございます。今後、各校から提出のあった選定理由書等について、学習指導要領にのっとり、児童生徒の障害の状態等に応じて最もふさわしい内容のものであるかということを確認し、教科書の採択を適正かつ公正に実施するよう指導、助言、援助を行ってまいりたいと考えております。以上です。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

細川委員： 資料6ページの各三つの中学校の選定について書かれているものの真ん中の広島叡智学園中学校のところなのですけれども、先ほどおっしゃいました観点1から観点5までは共通しております、観点6でそれぞれの学校の特色が書かれているところであり、広島叡智学園中学校にだけ書かれているのですけれども、創造的思考力というのは想像がつかますが、その後の、批判的思考力を育成したいということになっているのですが、具体的にはどのようなことを考えればよろしいのでしょうか。

- 矢原義務教育指導課長：こちらについては、これからの求められる思考力として、論理的思考力、批判的思考力というものが増えられているのですけれども、やはりクリティカルに物事を捉えていく力と考えていると思います。こちらについては、例えば広島中学校においても、隣に書いてあるのですけれども、論理的な思考力、また判断力、こういったものと非常に共通点があると思われまます。
- 細川委員：それでしたら、そういうふうにお書きいただければ分かると思うのですが、あえて「批判的」と書かれているところに何か特別の思いをお持ちであるのかなということを感じたわけです。
- 矢原義務教育指導課長：グローバルな視点で多様な考えを受け入れ、捉えていくときには、必ずしもそのまま鵜呑みにするのではなくて、必ずそれを受け止めて吟味し、そして判断していく、そういった思考力が求められているというのは、学習指導要領でも言われていることであるので、そういったところを特に特徴的に出しているものと思われまます。
- 細川委員：分かりました。世の中にはいろいろな情報があり、いろいろな御意見がある中で、生徒諸君がそれを自分で考えて、自分なりに判断をしていくと考えてよろしいでしょうか。
- 矢原義務教育指導課長：おっしゃるような考えでよろしいかと思ひます。
- 近藤委員：学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の選定資料についてお聞きします。4ページのところに「令和3年度に調査研究を行った図書の一覧」ということで挙がっているのですが、この詳しい内容が8ページ以降になりますかね。この中で、9ページの6番とかを見ると、発行年が昭和62年、7番も昭和63年とあって、どうしてこの調査研究をこの本について行ったのかというのが、4ページのところに、県内における需要数が多くて、これまで未調査、未研究の図書のうち上位9点について調査研究を行ったということですが、少し発行年が古いような気がして、それだったらもっと新しいものがあったらいいのかなと思ひたのですが、この6番、7番辺りについて調査研究を行った理由をもう少し教えていただけたらと思ひます。
- 玉木特別支援教育課長：あくまでも未調査の分のうちの需要数が多い上位9点というところで選んでおりますので、発行年がいささか古いようには見えますけれども、需要数の順番でこれが挙がってきたということでございます。
- 近藤委員：一応6番とかは「新版では、傷の処置法を現代医療に合わせて改訂されている」というような内容もあって、そうはいってももう30年以上前で新版なのかなと思ひたりもするので、新版が昭和62年なのですかね。
- 玉木特別支援教育課長：新版が62年のございます。
- 近藤委員：それでも需要数が多いということなのだとおもうのですが、恐らくいろいろこの30年で新しい本も出版されていて、もっと広く目を向けるような選定資料の提供があってもいいのではないかと少し思ひました。
- 玉木特別支援教育課長：ただ今新版と申し上げましたが、初版の年度でございました。失礼いたしました。
- 近藤委員：そうですか。安心しました。
- 平川教育長：実際校長先生として現場で使っていらっしやっていたかございましたか。
- 玉木特別支援教育課長：実際にこの本を私が勤めていたところで使っていたかどうかということとは分かりませんし、該当しないものがございますけれども、この資料は学校で選定する際の参考ということでありまますので、これで必ずこれがお勧めですよということではないということでは御理解いただけたらと思ひます。
- 志々田委員：同じく学校教育法附則第9条の方の質問なのですが、一般図書契約予定一覧という形でたくさん載っていて、これは恐らく学校側が使いたい場合に、ここに載っているものしか教科書としては認められないのでたくさんリストが増えていくのかもしれないのですが、やはり本は新陳代謝があると思ひるので、もしかしたらこれだけたくさんの中、もうどこの学校も採択していないとか、ここ何年も採用されたことがないものというのが紛れているのではないかなと思ひます。ございますか。
- 玉木特別支援教育課長：もう使われていないものもあるかもしれませんが、ここ数年のところではこれだけが使われているというもので一応リストアップしていくということにはしてあります。それと、このリストにないものであっても採択することは可能でございます。
- 志々田委員：そうなのですか。このリストに載っていないのに使うことはできるのですか。
- 玉木特別支援教育課長：各学校で選定し調査をして、この一覧には載っていないけれども、うちの児童生徒にはこれが適切だということであれば、それは選定することはできます。
- 志々田委員：ではこのリストは何の役に立つのですか。
- 玉木特別支援教育課長：基本的にこの予定一覧は、今年度、全国で契約されている図書が載っているというこ

とであります。あくまでもこれは参考ということですよ。

志々田委員： つまり各学校がこれを使いたいと言えば教科書に指定できるという制度になっているということでしょうか。

玉木特別支援教育課長： しっかりと調査研究していただいて、これは教科用図書として適切だということであれば、それを挙げていただければよいということです。

志々田委員： 逸脱したものはないのだろうと思うのですがけれども、例えばいいものだけでもすごく高価とか、確かに価値があるのだろうけれどもいささか古いとか、何かそういうことは今のところ起きていないのでしょうか。

玉木特別支援教育課長： 今のところはそういったことは聞いておりません。

志々田委員： 意見なのですが、やはり教科書は無償で配布されるものではあるので、厳しい目で見ていかななくてはいけないというものもあるかと思うのです。ですので、学校が自由に選べるというのは機能的にはいいのかもしれませんが、学校の教科書という制度自体からすると、やはり気を付けて運用していかなくてはいけない特例の部分だと思うので、是非広島県として、この大量のところから選ぶというのはとても大変なことだと思うので、特別支援学校の先生たちがとてもよく使っておられる、要するにお勧めするものをリスト化するなど、価値付けみたいなものができるといいのかなと思いましたので、少し気にかけて今年選ばれる教科書をまた御報告いただければなと思います。

菅田委員： 特別支援学校において、ICTというのは非常に教育で有効だというのは学校訪問のときに説明を受けて、実際見学して、なるほどと思ったのですがけれども、今回の紙の教科書ですよ。ですので、もう少しデジタル版の教科書とかというのを今後積極的に導入していくべきではないかなと。例えば肢体不自由な方が教科書をめくるのも大変なのを、声で指示したらタブレットだったらめくれると思いますし、今回のお話からは少し逸脱しますけれども、将来的にそちらの方も早く取り入れるような検討をしていただければと思います。

玉木特別支援教育課長： おっしゃるとおり、デジタル版の教科用図書も今後増えていくのかなと思います。また、ICTの活用につきましては、それぞれの教科用図書の中にこういったICTを活用する場面といったところで紹介がされたり、それを利用して、その場面でICTを活用して学習を進めたりといったようなことがございます。ありがとうございます。

細川委員： 2点ほど教えていただきたいのですが、1点目は、特別支援学校の社会（歴史的分野）選定資料の2ページに「調査研究上の観点等」というのが書いてございまして、「調査研究の観点」の「内容の取扱等」のところで、視覚障害、聴覚障害、病弱のところには、二つ目の、興味、関心等を持って取り組むことができる内容等ということが書かれているのですが、「情報機器の活用等に関わる内容がある」は全て共通しているのですけれども、肢体不自由だけこのことしか記載がないのです。肢体不自由の生徒についても興味、関心等を持って取り組むことができる内容があるのではないかと思うのですよね。その辺りのところについて、何かございましたら是非お書きいただければなと思いますのと、もう一つは、先ほどから指摘いただいている第9条第1項の教科用図書の選定資料の最後のところに視覚障害者用点字版一般図書という一覧があるのですが、一見すると非常に一冊一冊が高価な本でございまして、その辺りの本にはどのような特徴があるのかということと、点数として、他の障害を持っておられる生徒が勉強するものよりはるかに点数が少ないような気がするのですが、その辺りのところは勉強に支障が出ていないのだろうかということ、またもう少したくさん図書があってもいいのかなと思うのですがいかがでしょうか。

玉木特別支援教育課長： まず、1点目の「情報機器の活用等に係る内容がある」は他の全ての障害種にもあり、他の障害種ではそれ以外の内容も書かれているが、肢体不自由にはこれだけだということについてですが、これにつきましては、他の障害種のところでは、それぞれの障害の特性に応じたところで二つ目を書いておりますけれども、この肢体不自由については、特にここで取り上げてということであれば、この情報機器のことであるということで、それだけを記載しているということでもあります。

それから、2点目の点字の教科書について数が少ないのではということでもございました。確かに数は少ないですが、これを点訳するにしても、かなり時間と費用はかかるものでもございます。現在点訳をされておりここに挙がっているものの中から選んで、特にそれで勉強に支障があるかと言われると、それはないと考えます。

細川委員： 本を読むというのは非常に良いことでありまして、いろいろな学校におきましても進められているところで、読書率なども非常に関心のあるところでもあります。確かに点

字の本というのは、そこにも展示していただいておりますけれども、非常に分厚くて手間のかかる書籍だとは思いますが、やはり子供にとっては知らないことを得たり、本を読むことでいろいろな世界に行くことができたりとか、特に視覚障害を持っておられるということになると、そういうところというのは非常に大切だと思うのですよね。ですから、できればこういう点字図書をもう少し充実させていただいて、学習することによっていろいろ成長していただければと思います。

平川教育長： 文科省事業の一環で国の補助で図書館を改装しておりますので、そのことについてもし御存じでしたら御説明いただけますか。

玉木特別支援教育課長： 令和元年度から令和2年度まで広島中央特別支援学校が受けておりました。その結果、学校の図書館が充実したということは聞いております。

細川委員： 以前、全国教育委員会会議で札幌に行かせていただいたときに、あちらの視覚障害の学校へ行ったことがありました。新しく素晴らしい学校でありましたし、こういうところで勉強できるのは幸せだろうなとも感じました。やはり広島県の視覚障害を持っている子供たちも同様に楽しく勉強ができるような環境を整えていただければと思います。

中村委員： 社会（歴史的分野）について、令和元年度に不合格だった発行者が再申請して合格し、新たに発行された教科書があるということで選定資料を作り直してということで、大変御苦労さまでした。

それで、本来であれば、去年採択した教科書を続けて使うところだと思うのですが、それがそういうことで採択替えを行うことも可能ということですよ。

質問ですが、採択替えの年は発行者ごとに評価をして、比べて決めますよね。それと同じ作業を実際今年も既に、本来なら使い続ける教科書が、本来と言うのかどうか分かりませんが、ある中で、替えるか替えないか決められるわけですが、替えるかという前提で全てをまた比較し直して決めるということになるのでしょうか。

矢原義務教育指導課長： 言われましたように、これから各県立中学校の方から教科用図書の選定会議において昨年度の結果も踏まえて改めて教科書を選定し、その選定理由書を県の教育委員会に提出することになっております。

中村委員： 替えないという結論だけでは終わらないという、全て検討をされるということですね。

矢原義務教育指導課長： はい。おっしゃられるとおり、改めて調査をして、選定理由書を県の教育委員会に提出していただくこととなります。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(13:55)

【非公開審議】

第1号議案－1 教職員人事について

小学校長の人事異動について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第1号議案－2 教職員人事について

小学校教諭の不適切なテスト等の取扱い及び成績処理に係る人事措置（減給10分の1 1月）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(14:30)